

平成30年度調査研究に対する助成募集要項

平成30年 3月19日
公益財団法人かんぽ財団

1 助成の趣旨

「生命保険に関する諸問題」についての調査研究に対して助成を行い、保険文化及び保険事業の健全な発展向上に寄与し、もって少子高齢・人口減少社会における個々人の生活設計を支援します。

2 調査研究対象分野

生命保険事業の健全な発展のための進むべき方向性や取り組むべき施策、あるいはサービスのあり方などについて、その周辺環境も含め広い観点から自由にテーマを設定し取り組んでください。

なお、平成19年度以降に助成した調査研究テーマ等は当財団のホームページ(<http://www.kampozaidan.or.jp/>)に掲載していますのでご参照ください。

注 助成の対象とならない調査研究

- ① 既に完了しているもの、図書出版等の営利を目的とする調査研究
- ② 研究集会等へ参加しその報告取りまとめを目的とするなど、出張旅費が中心の調査研究
- ③ O A機器（ソフトを含む）の購入を主たる目的としているもの

3 助成対象者

上記2の調査研究対象分野に関する調査研究を行う研究者または研究グループとしますが、特に新進の研究者の積極的な応募をお待ちしています。

なお、応募は日本国内に在住している方に限ります。

4 助成金額

60万円以内（総額1,200万円以内を予定）

5 調査研究対象期間

平成30年7月～平成31年6月の1年間とし、平成31年6月末までに報告書類を提出していただきます。

6 申請受付

別紙「調査研究助成申請書」(以下「申請書」という。)により、次のとおり申請してください。なお、提出いただきました申請書は、本件調査研究助成事務以外には使用いたしません。

- (1) 受付期間 平成30年4月1日～5月12日(必着)
- (2) 送付先 〒113-0033
東京都文京区本郷3-19-4 本郷大関ビル
公益財団法人かんぽ財団
TEL 03-6801-5105
FAX 03-6801-5109
E-mail: info@kampozaidan.or.jp

7 選考及び決定通知

- (1) 審査委員会で書類審査を行ったうえ、当財団の理事会で決定します。申請書の審査にあたり、審査委員会において必要と認めた場合は、調査研究計画等について説明を求めることがあります。
なお、選考にあたっては、過去の助成対象回数を考慮する場合があります。

公益財団法人かんぽ財団 審査委員会

委員長	下和田	功	(一橋大学名誉教授)
委員	木村	陽子	(公立大学法人 奈良県立大学理事)
委員	出口	正義	(専修大学教授)
委員	村本	孜	(成城大学名誉教授)
委員	平井	正夫	(元総務省総務審議官)
委員	田尻	嗣夫	(東京国際大学名誉教授)
委員	伊藤	高夫	(公益財団法人かんぽ財団理事長)

- (2) 平成30年6月中に、申請者及び申請承諾者に対して審査結果を通知します。

8 助成を受けた方の義務

(1) 進捗状況報告書の提出

進捗状況報告書は、申請承諾者に内容の確認を受けて、平成30年11月末日現在の状況を平成30年12月5日までに提出してください。

注 報告書用紙は助成決定通知とともに送付します。

(2) 調査研究報告書類の提出

上記5の研究期間での調査研究の成果を、平成31年6月末日までに、次により（報告書類ア～オを作成）当財団へ提出してください。

なお、提出にあたっては申請承諾者に内容の確認を受けてください。

ア 調査研究報告書類提出書

イ 調査研究報告書（20,000字～40,000字程度）

ウ 同上要旨（2,500字～3,000字程度）

エ 研究者プロフィール（130字程度）

共同研究の場合は代表者またはグループについて記載

オ 会計報告書

費目、金額、内訳等

注1 ア、オの様式は、助成決定通知とともに送付します。

注2 イ、ウ、エは、A4判の用紙を使用してパソコン等で作成してください。（書式等は、別途連絡します。）

エは、ウの上段に記載してください。

なお、報告書類は原則として日本語としますが、ウについては、英訳版も併せて提出願います。

注3 調査研究における分析結果等について、今後どのように活かしたら良いのか、できれば施策的な提言にも言及してください。

注4 共同研究の場合は、調査研究報告書及び同要旨は共同研究者個々のものではなく、テーマに対する一つの調査研究として取りまとめたものを提出してください。

注5 論文発表等のため、6月以降も引き続き研究を続けられる場合も、助成を受けた研究の区切りとして6月末までに報告書類を提出してください。

(3) 調査研究の成果はできる限り学術誌、学会等で発表してください。調査研究の成果を発表するときは、「公益財団法人かんぽ財団平成30年度の助成による成果である」旨を明記又は言及してください。なお、発表された場合、発表論文名、書籍（掲載誌）の写しを、また、学会等での発表は、会場、日時、発表資料の概要を当財団に送付してください。優秀研究賞の審査等の際の重要な参考となります。

(4) 調査研究計画内容の変更は、事前に当財団の承認を得てください。

なお、提出された報告書の内容が申請書のテーマに沿っていない場合は再度提出していただきます。

(5) 年度の途中で人事異動等により所属機関、学部、役職名が変更になった場合、すみやかに当財団に連絡するとともに、所定の変更届を提出していただきます。

9 助成金の交付

(1) 助成金の交付は、助成対象者決定後1か月以内に行います。

なお、助成を受けた方が遵守すべき義務（前記8）の履行を怠り、あるいは助成の趣旨に反する事態があると認められるときは、助成金を返済していただくことがあります。

(2) 助成金は、助成対象者から指定された金融機関の口座に振り込んで交付します。

10 優秀研究の表彰

本件調査研究助成により優れた調査研究の成果を挙げられた方に対する表彰制度を実施しています。

(1) 表彰内容 優秀研究賞 1件以内（副賞20万円）
 優秀研究奨励賞 2件以内（副賞1件当たり10万円）

(2) 応募資格 次のすべての要件を満たすものとします。

① 当財団の「調査研究助成」の対象研究であって、報告書提出後3年以内のものであること。ただし、応募は1研究につき1回限りとします。

注 本年度に助成を受けられた場合は、報告書を提出す

ることとなっている翌年度以降の3年間は表彰の対象となり、そのうち1回限り応募できることとなります。

ちなみに、平成30年度表彰の対象は、平成27～29年度に助成を受けられたものとなりますので、注意してください。

- ② 調査研究の論文が学術誌、専門誌等に掲載され、かつ、「公益財団法人かんぽ財団平成〇〇年度の助成による成果である」旨の表示があること。
- ③ 推薦者が1名以上いること。

(3) 応募時期 毎年10月～12月中旬頃

注 毎年9月頃に当該年度の応募対象者にあて、「調査研究優秀研究賞募集のお知らせ（申込書等必要書類を含む。）」を送付します。

11 その他

(1) 本調査研究助成の助成対象者及びテーマと上記8(2)により提出いただいた「調査研究報告書」及び「調査研究報告書要旨」は、当財団のホームページに掲載します。

また、「調査研究報告書要旨」は取りまとめて「生命保険に関する調査研究報告（要旨）」として発行する予定です。

なお、ホームページに掲載していない「調査研究報告書」に関して、閲覧の申出があった場合、悪用等されないことを条件に閲覧に応じています。

(2) 本調査研究に対する助成は、「一般財団法人 簡易保険加入者協会」の協力を得て行います。